

介護保険制度の改定に対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会では、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しが進められている。

2021年の次期改定に向けた審議では、要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を介護保険給付から外し、要支援1・2と同様に自治体の地域支援事業へ移行する方向が示されている。

また、介護保険を利用するための計画書であるケアプランの有料化も検討されており、これにより低所得者がサービスを利用しにくくなることが懸念される。利用者にとっては、負担なくケアマネジャーが相談にのってくれるという安心感がなくなってしまう。

財政負担を理由とした制度の見直しについては、介護保険制度を維持するためのやむを得ない事情もあるが、介護離職などの社会問題の深刻化も懸念される。

3年ごとの見直しにより、給付が抑制され、保険料を払っても、介護保険は現状より使いにくくなるおそれがある。

以上の趣旨から以下の事項の継続を求めるものである。

記

- 1 要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を地域支援事業に移行せず、保険給付を行うこと。
- 2 ケアプランの作成を有料化せず、全額保険給付を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様
財務大臣 麻生太郎様

福島県二本松市議会議長 本多勝実